

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程の一部を改正する規程

教育職員免許状授与資格の取得に関する規程（昭和五十年達示第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二法学研究科の項中

基礎法学専攻
民法専攻
刑事法専攻
政治学専攻

を

法政理論専攻
国際公共政策専攻

に改める。

別表第二経済学研究科の項中

組織経営分析専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）
現代経済学専攻	中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（公民）

を

現代経済学専攻	中学校教諭専修免許
ビジネス科学専攻	高等学校教諭専修免

状（社会）
許状（公民）
許状（商業）

に改める。

附則

この規程は、平成十七年五月十三日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。ただし、適用日前に入学した者で従前の課程により授与資格を取得しようとする者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。